

## 設備資金の対象となる車両について

3、5ナンバー等の一般乗用に供する自動車は、原則対象外としますが、車体に企業名または屋号を印字することを条件に対象として認めます。



融資実行後に提出していただく、「設備完了報告書」に添付される購入車両の写真により、印字がされているか確認を行います。

(印字の態様については、取り外しの出来るステッカー・マグネットシール等は不可)

また、同じく添付書類として車検証の写しを提出していただきますが、**所有者の名義が借入者と異なっているケース**が過去に見受けられましたので、ご注意ください。